

○ 男鹿地区消防一部事務組合救急業務に関する規則

昭和 48 年 6 月 1 日
規 則 第 2 号

改正 平成 10 年 3 月 31 日規則第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 17 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、男鹿地区消防一部事務組合が行う救急業務について必要なことを定めることを目的とする。

(救急業務の範囲)

第 2 条 この規則において、「救急業務」とは、次の各号の 1 に該当する業務をいう。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める救急業務
- (2) 前号のほか、消防長が必要と認めた場合

(救急隊の設置)

第 3 条 男鹿地区消防一部事務組合に救急隊を設置し、消防吏員及び救急自動車をもって編成する。

(救急業務実施の費用)

第 4 条 救急業務の実施に要した費用は、傷病者から徴収しない。

(補則)

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 48 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 1 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。